

●香川県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年3月25日から同年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 長尾丸亀線（46号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町羽間字安造田 1815番5地先から	前	7.2~8.1	58	平成20年香川県 告示第75号で変 更した区域の一 部
仲多度郡まんのう町羽間字安造田 1815番1地先まで	後	9.8~15.0	58	

- 4 供用開始の期日 平成23年3月25日